

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

A 社会保険事務所（当時）で年金記録を調べてもらい、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。申立期間の国民年金保険料は銀行で 1 年分をまとめて納付した記憶がある。保険料を納付した資料として、昭和 59 年度及び 60 年度の源泉徴収票を提出する。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人より提出された申立人の夫の昭和 59 年及び 60 年分の源泉徴収票によると、「社会保険料等の金額、申告による控除分」の欄に、それぞれ 7 万 2,840 円、7 万 9,320 円と記載されていることが確認でき、昭和 59 年度及び 60 年度の前納保険料とそれぞれおおむね一致している上、申立期間当時に申立人以外に国民年金に加入していた同居家族は存在せず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料として記載されたものと推認できる。

また、申立期間は 24 か月と比較的短期間である上、申立期間当時に生活状況に大きな変化はうかがえず、申立人の夫も継続して勤務しており、資力は十分にあったことを踏まえると、当該期間についても国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録により、申立人は昭和 59 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立人が所持する国民年金保険料納付通知書より、当該通知書が資格喪失後の同年 4 月 2 日に発行されていることが確認できることから、昭和 59 年度の保険料を納付することが可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成4年5月から5年9月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月16日から8年8月1日まで  
ねんきん定期便を見ると、私が所持する給与明細書の総支給額と標準報酬月額が大きく相違している。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成4年5月から同年11月までの期間、5年1月から同年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間を34万円に訂正することが妥当である。

また、平成4年12月及び5年6月については、申立人は給与明細書を所持していないため、報酬月額及び保険料控除額が確認できないものの、前後の月の保険料控除額が同額であることから、当該期間においても同額の保険料が控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立人が所持する給与明細書において確認で

きる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成2年2月から同年11月までの期間、3年1月から4年4月までの期間、5年10月、同年11月、6年2月から同年4月までの期間、同年6月から8年3月までの期間及び同年5月から同年7月までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち平成元年12月、2年1月、同年12月、5年12月、6年1月、同年5月及び8年4月については、申立人は給与明細書を所持しておらず、当該事業所も貸金台帳を保管していないため、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和41年4月から44年9月までの間、A社で継続して勤務していたが、支店間の転勤の時期に年金記録が1か月欠落している。調査して記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び当時の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「A社B支店へ同時期に異動した者の中に、後の支店長がいた。」と供述しているところ、当該支店長の記録によると、昭和41年12月1日にA社C支店からA社B支店に異動していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、商業登記簿によるとA社は既に解散している上、当時の事業主も死亡していることから確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和41年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と

誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 奈良国民年金 事案 1143（事案 12、717、964 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで  
今まで 3 回申立てをしたが認められなかった。

前回の申立てについては、転居時期に関する記録に誤りがあり、申立てが認められなかったと思うが、隣人、大家及び A 市役所が転居時期を証明してくれた。市役所の住所管理の不備が原因で記録漏れになったと思うが、転居時期が判明したので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことも証明できると思う。再度審議をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 兄の国民年金保険料と一緒に定期的に集金人に渡し納付していたとしているが、兄の国民年金手帳からは定期的に納付していたことが確認できないこと、ii) 国民年金手帳記号番号の払出し時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付できないこと等を理由に、当委員会の決定に基づき、平成 19 年 11 月 30 日付けで、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、その後、国民年金保険料の納付に関する申立人の兄の証言及び納付に使用していた国民年金袋を提出して申立てを行った。

しかし、i) 申立人の主張に基づくと国民年金保険料を市の徴収員による徴収にて納付した時期が昭和 37 年度からとなるが、当該市の徴収員制度の発足は 42 年頃であること、ii) 提出された国民年金袋に記載された文言からは当該袋が、申立期間には作成されていなかったと考えられること等から、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、平成 21 年 12 月 16 日付けで、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、その後、国民年金手帳の記載内容及び市役所の徴収員とのやり取りを新たな内容として申立てを行った。

しかし、i) 国民年金手帳に申立期間当時の住所が記載されていることを

もって、国民年金保険料を納付していたことの裏付けにはならないこと、  
ii) 申立人が母と呼んでいる女性に市の徴収員が国民年金の加入勧奨に訪れた際、申立人に対し徴収員から納付の勧奨が無かったことをもって、当時申立人に未納期間が無かった証拠とは言えないこと等から、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、平成22年11月25日付けで、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自身の転居時期に関する記憶に誤りがないことを隣人、大家及びA市役所が証明してくれたとして、再度、申立てを行った。

しかし、申立人が、昭和44年1月1日の時点で、転居後のA市に住民登録していたこと、及びそれ以前から同住所に居住していたことが推認できるものの、この住所変更時期の判明が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせるものではない。

また、申立人は、A市役所が自身に係る住所の管理を怠っていたと主張しているが、市役所は申立人が同一市内に居住していたことは把握できることから、国民年金保険料の記録管理に影響を及ぼすとは考え難い。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 1144 (事案 163 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 58 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 58 年 5 月まで  
申立期間に係る保険料は父が納付していた。父から領収書を受け取った記憶があるが、今は紛失して手元には無い。  
姉の保険料が納付されているのに長男の私の保険料が未納のはずがない。そもそも保険料を納めないということが出来るような村ではない。  
前は認められなかったが、再度審議して申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 1 月 20 日に払い出されていることが確認でき、これ以前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらないことから、このころに加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、ii) 申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間の保険料納付状況が明確でなく、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに申し立てる事情は無いが、申立期間について、姉の保険料が納付されているのに長男である私の保険料が未納であるはずがない、小さな村に住んでいたので隣近所の目もあり保険料を納めないということとはできないと主張するが、これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から同年11月まで  
平成6年3月に出産のために会社を退職した際、国民年金（第3号被保険者）の加入手続を行い、その後雇用保険を受給するため夫の扶養から外れ、再度、社会保険事務所（当時）で国民年金の種別変更手続を行った。国民年金保険料は口座振替で納付したと思う。未納とされていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「雇用保険受給中に国民年金の種別変更手続を行い、口座振替で国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、i)種別変更を行った場合は、第3号被保険者の資格喪失と資格再取得の手続を2回行うこととなるが、申立人の年金手帳の記録によると、これらが複数回にわたり行われた形跡は見当たらないこと、ii)申立人の種別変更は申立期間後の平成8年2月21日付けで記録されており、この時点まで申立期間は第3号被保険者期間として管理されていたこと、iii)A市役所が「口座振替で保険料納付ができるのは、将来発生する保険料のみ。」と回答していることを踏まえると、申立人が主張する方法で国民年金保険料を納付することはできない。

また、前述の種別変更が記録された時点において、申立期間の保険料は現年度納付が可能であるが、申立人は「夫の扶養家族として再認定を受けた後に国民年金保険料をまとめて納付した記憶はない。」と述べており、保険料をまとめて納付した形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年3月まで

20歳になった時、母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。「保険料は毎月、納付書で兄の分と一緒に納付していた。」と母から聞かされていた。就職の際に既に持っていた年金手帳を会社に提出した記憶もある。未納とされているのは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった時、母親がA市役所で国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、申立期間は未加入であり国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は「毎月、金融機関等において納付書で兄と二人分納付した。」と主張しているところ、兄の国民年金保険料は納付月に前後はあるものの1か月分ずつ納付されていることが確認できるが、申立人に係る保険料の納付は確認できず、一緒に納付していたとする申立人の保険料が9回にわたり金融機関又は行政側において記録されないまま放置されたとは考え難い。

さらに、申立人は「就職する時には既に年金手帳を持っていた。」と述べているところ、申立人が所持する年金手帳には、平成4年4月に厚生年金保険被保険者となった際に、事業所が所在していたB市C区を管轄するD社会保険事務所（当時）の印影は確認できるものの、国民年金の加入手続及び国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 1147

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、平成10年4月頃、国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金の加入手続も行った。それ以降、毎月国民年金の保険料と国民健康保険税を一緒に納付していた。しかし、私の年金記録を確認すると、申立期間が未納となっている。調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成10年4月頃、国民年金の加入手続を行った。それ以降、毎月国民年金の保険料と国民健康保険税を一緒に納付していた。」と述べているが、オンライン記録によると平成10年10月26日付けで作成された第1号・第3号被保険者取得勧奨対象者一覧表に申立人が含まれていることが確認できることから、一覧表作成時点で申立期間は国民年金に未加入であったと推認され、同年4月に国民年金加入手続が行われたとは考え難い。

また、申立人は、国民健康保険税は1か月分が1万円ぐらいであり、毎月国民年金保険料と国民健康保険税を合わせて2万数千円程度納付していたと述べているところ、平成10年度の申立人に係る国民健康保険税は7月分が2万3,800円、その他の月は1万9,000円であることがA市の国民健康保険税収滞納記録において確認でき、国民年金保険料と国民健康保険税を合わせて納付していた場合、3万2,300円から3万7,100円となり、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立期間は保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られており、平成9年1月1日の基礎年金番号制度導入以降であることを踏まえると、申立期間に係る納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、昭和50年7月から56年3月までの期間、同年5月及び同年6月、同年9月並びに57年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年7月から56年3月まで  
② 昭和56年5月及び同年6月  
③ 昭和56年9月  
④ 昭和57年1月

私は、結婚するまで実家で両親と一緒に商売をしており、国民年金のことについては、両親に任せていた。結婚後は、夫や私が保険料を納付していたが、申立期間について記録が無いのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「親が、私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの保険料を納付してくれていた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和56年9月30日にA市において申立人に対して払い出されていることが確認できる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない上、上述の手帳記号番号の払出し時点において申立期間①の大部分は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、「私の年金手帳を親から見せてもらい、判ではなく切手かシールのような物が貼られていたと記憶している。」と主張しているが、申立期間①及び②において申立人が居住していたB市における保険料の徴収方法は、印紙検認方式ではなく納付書方式であったことから、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付について関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、

また、申立人の母親からも当時の事情を聴取することができなかつたため、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

申立期間③及び④について、A市が保管する昭和 56 年度の国民年金収滞納一覧表によると、当該期間の保険料が納付されていないことが確認できる。

また、上述の国民年金収滞納一覧表によると、申立人及びその夫は、国民年金手帳記号番号の払出日（昭和 56 年 9 月 30 日）以降、毎月夫婦一緒に定期的に保険料を納付していることが確認できるものの、57 年 1 月 29 日に、申立人の夫は申立期間③と同月の 56 年 9 月分の保険料を納付しているが、申立人は同年 4 月分の保険料を納付していることが確認でき、その結果、申立期間③が未納となったと考えられる。また、申立期間④については、申立人と同様に夫も未納となっている。

さらに、申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、昭和 56 年度の摘要欄に「催告 57. 7」の押印がなされており、56 年度の未納分について、昭和 57 年 7 月に保険料納付の催告が行われたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 60 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 60 年 11 月まで

私が 20 歳に到達したのを契機に、実家の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、毎月、実家に A 婦人会から集金人が来てくれていたため、父と一緒に納付してくれていたと思う。

その後、昭和 52 年 3 月に大学を卒業した 2 か月後か 3 か月後ぐらいに、B 村の実家に戻っており、これ以降は、父のほかに母や私も集金人に家族 3 人分の保険料を納付していた。

申立期間について未納とされているが、B 村 A 地区では、国民年金には強制的に加入する風土があり、婦人会の集金人が各家庭を回っていたにもかかわらず、私だけが国民年金に加入せず、保険料も納付していないということは考えられず、納得がいかないので調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 8 月 14 日に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該加入時点で、申立期間のうち大部分の期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、オンライン記録及び B 村の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、申立期間について、未納とされていることが確認できる。

さらに、国民年金の加入手続を行い、主に申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡している上、申立期間のうち一部の期間の保険料納付を申立人自身も行っていたとしているが、保険料納付等に関する記憶は曖昧であることから、申立期間当時の保険料納付の状況等が不明である。

加えて、申立人は、「B村A地区では、国民年金に強制的に加入する風土があった。」と主張しているが、申立人の三番目の兄について、20歳到達の昭和48年\*月から50年3月までの期間は、大学生であったとしており、オンライン記録によると、当該期間は、国民年金には未加入となっていることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 6 月 24 日まで  
② 昭和 44 年 8 月 10 日から 45 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 45 年 5 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 43 年 4 月から A 社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が同年 6 月からとなっている。同年 4 月に一緒に入社した同僚がいるので調査してほしい。

申立期間②について、B 社に昭和 44 年の年末まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が同年 8 月に喪失となっていて納得できない。

申立期間③について、C 社に昭和 45 年 1 月から勤務し、同僚と夏に海水浴に行った写真があるので、同年の夏まで勤務したはずなのに厚生年金保険の被保険者記録が同年 5 月に喪失している。

調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 43 年 4 月から A 社に勤務したと主張している。

しかし、申立人が一緒に入社したとする同僚の資格取得日は申立人と同日の昭和 43 年 6 月 24 日であり、当該同僚に照会しても、申立人と一緒に入社したことは記憶しているものの、自身の入社日については記憶が曖昧であり、申立ての内容を確認できる証言を得ることはできなかった。

また、A 社は、申立期間当時の届出等は不明である旨回答している上、当時に A 社において厚生年金保険の被保険者であった複数の者に照会しても、申立人の勤務期間について確認することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

申立期間②について、申立人は、昭和 44 年 12 月末まで B 社に勤務し厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、申立人に係る厚生年金基金の加入記録によると、申立人は同年 8 月 10 日に資格を喪失しており、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、B 社は、申立期間当時の資料は残っていないため、申立人の在籍期間等は不明である旨回答している上、当時に B 社において厚生年金保険の被保険者であった複数の者に照会しても、申立人の勤務期間について確認することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

申立期間③について、申立人は、C 社の上司や同僚と夏に旅行した際に撮影した写真を所持しており、昭和 45 年の夏まで当該事業所に在籍していたと主張している。

しかし、申立人が一緒に退職したとする同僚の資格喪失日は申立人と同日の昭和 45 年 5 月 26 日であり、当該同僚に照会しても、職場の同僚などと一緒に旅行したことは記憶しているものの、自身の退職日については記憶が曖昧であり、申立ての内容を確認できる証言を得ることはできなかった。

また、C 社の後継事業所は、申立期間当時の届出等は不明であり、当時のことは全く分からない旨回答している上、当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった複数の者に照会しても、申立人の勤務期間について確認することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 6 月 16 日まで  
昭和 36 年に高校を卒業し、同年 4 月初めから A 社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は同年 6 月 16 日となっている。当時、会社は人手不足であり、働いていたことは間違いないので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における厚生年金保険の資格取得日が昭和 36 年 6 月 16 日とされているが、同社には同年 4 月に入社し、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、複数の同僚が、自身の記憶する A 社の入社日から数か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A 社の元事業主は、「厚生年金保険の事務は役員に任せていたので事務手続の詳細は分からないが、新卒で採用した者には試用期間を設けていた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 1210

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 11 日から 37 年 2 月 26 日まで  
60 歳で年金の裁定請求をした際に、A社の厚生年金保険の被保険者期間については、既に脱退手当金を受け取っているため、年金額に反映されないとされた。その時は諦めていたが、日本年金機構からはがきが届いたので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は資格喪失日から約2か月後の昭和37年4月19日に支給決定されているほか、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 1211 (事案 701 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 26 日から 53 年 1 月 26 日まで  
前回の申立ては認められなかったが、今回、私がうそをつかない人間であることの証明として、A事業の感謝状及び先の大戦における慰労品贈呈書を提出するので、こうした事情も考慮の上、B社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社の当時の事業主及び申立期間に在籍した従業員に照会したが、申立人の厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や証言を得ることができないこと、ii) 申立人の家族が申立人の被扶養者として健康保険証を使用したとする病院に対し照会を行ったが、申立期間当時の資料の所在が判明せず、申立てに係る状況を確認することができなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 30 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、A事業の感謝状及び先の大戦における慰労品贈呈書を提出しているが、当該提出資料においては、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる状況は推認できない。

また、申立人をB社に紹介したとするC社の事業主に対して再度照会を行ったが、回答が得られないことから、申立期間当時の状況を確認することができなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 1212

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 16 日から 45 年 2 月 21 日まで  
日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが届き、A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みであることが分かった。当時、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、請求手続をした記憶も無いので調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA社の被保険者期間について、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 41 年 12 月 22 日まで

日本年金機構から届いたはがきにより、申立期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。しかし、昭和 41 年 12 月 21 日にA社B工場を退職し、4日後の 25 日にC県に来たので、脱退手当金を受け取れるはずがない。受給していないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していたA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の前後 50 人のうち、申立人の資格喪失と同じ昭和 41 年に同社を資格喪失した女子 9 人中 4 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 3 人が資格喪失後 3 か月以内に支給されている上、連絡先が把握できた者から同社における脱退手当金の事務について聴取したところ、事業主による代理請求が行われていたことがうかがえ、申立人の脱退手当金に関しても事業主の関与が否定できないものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 1214

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 28 日まで

結婚と出産のため昭和 37 年 1 月にA社を退職する際、当面再就職するつもりはなかったため、脱退手当金を受け取ったことは覚えているが、同社の前に勤務していたB社については受け取っていないと思うので、年金額に反映されるよう、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に複数回勤務した後に、脱退手当金を受給したことを記憶しているところ、A社とB社における厚生年金保険の記号番号は同一であることから、脱退手当金の計算の基礎となる期間にB社に係る厚生年金保険被保険者期間が含まれていることに不自然さはみられない。

また、申立期間を含む脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 11 月 1 日から 45 年 2 月 13 日まで  
ねんきん特別便を見て、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みであることを知ったが、受給した記憶は無い。  
調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できるとともに、住所欄には当時の申立人の住所が記載され、脱退手当金の受取金融機関が当該住所地に近い金融機関となっていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、脱退手当金の添付書類に、通算老齢年金制度について検討した結果脱退手当金を希望するとして申立人が署名し押印していることが確認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 1216

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月15日から33年10月31日まで  
平成21年に年金記録を確認した際、脱退手当金が支給されている記録になっていることを初めて知った。  
脱退手当金が支給されたこととなっている頃は出産直後であり、脱退手当金を受給した記憶は全く無いので、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は昭和34年10月1日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所退職後、53年8月まで厚生年金保険への加入履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間が存在することについては、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号が申立期間に係る記号番号と異なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することは困難であったことから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 1217

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 15 日から 45 年 5 月 1 日まで

私は、結婚のため、昭和 45 年 4 月に A 社を退社した。同社を退社する際、退職金を受け取ったが、それが脱退手当金であったかどうかについては記憶が無い。脱退手当金を受け取ったかどうかについて、はっきり知りたいので調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者記号番号の前後 25 人の被保険者のうち、同社で昭和 47 年度までに受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した 8 人(申立人を含む)の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む二人に脱退手当金の支給記録があり、この同僚は申立人と資格喪失日及び支給日ともに同一日であることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 1 か月後の昭和 45 年 5 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 6 日から 40 年 10 月 27 日まで

私は、昭和 40 年 10 月にA社を健康上の理由により自然退職した。脱退手当金が支給された記録となっているが、受給した記憶が無い。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年12月27日に支給決定されているほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄にも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険の整理番号の前後50人の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人が同社を退職した時期を含む昭和39年4月から41年10月までに被保険者資格を喪失している女性の被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者は申立人を含め18人いるが、そのうちの申立人を含む11人は同社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっており、さらにそのうちの7人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年以内に支給決定がなされていることが確認できる上、同社の元従業員は、「退職予定者に対して脱退手当金の説明があり、脱退手当金を選んだ社員には同社が当該社員に代わり請求の手続をしていたことを記憶している。」と証言していることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期

間があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間に係る記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 21 日から 42 年 8 月 5 日まで  
③ 昭和 42 年 8 月 5 日から 43 年 7 月 1 日まで  
④ 昭和 48 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に勤務しており、出向や転勤はあったが、同一条件であったので、給与が下がったことはなかった。標準報酬月額が下がっているのはおかしいので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「月給制の社員だったので、標準報酬月額が下がることはない。」と述べている。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人以外にも標準報酬月額が下がっている同僚が確認できる上、申立期間①に被保険者資格を有する複数の同僚に対して当時の状況等について聞き取りを行ったところ、受け取っていた給与額と標準報酬月額について差異があると証言している者はいない。

また、当時の同僚は、「工場勤務の際は残業手当が付いていたが、事務職は残業手当を付いていなかった。申立人も最初は研修のため工場に勤務していたが、その後総務へ異動となった。」と証言していることから、申立人は業務内容の変更に伴い、残業手当が付かなくなったことにより標準報酬月額が下がった可能性が考えられる。

さらに、A社は、「申立期間①当時の資料が残っていないため保険料控除等は不明である。」と回答していることから、申立人の同社における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

加えて、上記の名簿において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「役員出向で、給与5万2,000円と役員手当3万円をもらっていた。」と述べている。

しかしながら、B社（後に、C社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②に被保険者資格を有する複数の同僚に当時の状況等について聞き取りを行ったが、具体的な証言は得られなかった。

また、C社は、既に解散しており、当時の賃金台帳等は確認できないことから、申立人の同社における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、上記の原票において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「本社勤務で基本ベースは6万円であった。」と述べている。

しかしながら、A社が保管する申立人の厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、昭和42年8月5日の被保険者資格取得時点の報酬月額は5万円であり、標準報酬月額は5万2,000円と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間③に被保険者資格を有する複数の同僚に当時の状況等について聞き取りを行ったが、具体的な証言は得られなかった。

さらに、上記の名簿において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、「昇進のため、給与は15万円を下がることはなかった。」と述べている。

しかしながら、申立人と同じA社D事務所に勤務していた同僚が所持する給与明細書によると、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額は、総支給額に見合う標準報酬月額よりも低額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間③及び④について、企業年金連合会が保管する申立人の厚生年金基金の記録によると、標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間①、②、③及び④について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①、②、③及び④についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。